

計画というものを立てて、それから環境基本法が求めている環境基本計画というようなものとそれをつなげていき、それをさらにもろもろの自然保護立法が求めているような計画というものに、システムの関連させて整備していくことが今後必要であろうかと思えます。そのときに、社会国家的な意味合いでの環境保護は、ようやく環境国家的な意味合いでの環境保護ということになるであろうと考えています。

ただ、初めに申しましたように、現在のところは権利アプローチで訴訟の面から環境の保護というような方向に向かうというように、そうせざるを得ないという、今の法制的な枠というか、そういう限界というものがあるかと思えます。それはそれで仕方ないと思うんですけども、それは同時に、今言ったような方向での次のステップへの大きな芽を持っているのだというように私は考えております。

以上、まとまらない報告でしたけれども、終わらせていただきしたいと思います。(拍手)

自然の原告適格について

北海道大学法学部教授 畠山 武道

(行政法・環境法)

畠山 それでは報告いたします。それで、今日のシンポジウムの進行の仕方を十分把握していないところがありまして、レジュメを作ったんですけども、ちょっとあちこちに話が跳ぶかと思えます。現行法は今どうなっているん

だということをお話すというこ
とが私の課題かと思えます。

それで、まず二ページの頭
のところを半分ぐらい話しま
す。まず、実定法の観点から、
自然の権利というのをどうい
うふうに議論したらいいかと
いうことです。とりあえず動
物に限定すべきではないかと
いうふうに書いておきました
た。それは、実を言うと分か
りやすいからです。森とい
うのはどこまでのことを言うん
だ。それから木、では、あらゆる木に原告適格はあるのかという話になる。それから、ナツシユという人の有名な論文は「Rocks have a right」岩にも権利があるというものです。なぜかというところ、岩の方が人間より古くからいる。そうすると、人間よりブヨの方が生存権があるという話になって、だんだん分からなくなるんですけれども、そういうこともあって、とりあえず動物の方が分かりやすいのではないかと書きましたけれども、これには必ずしもこだわりません。と

自然の原告適格について

コメンテーター 島山

課題

- ・裁判の場面に動物をどのように登場させるか。
- ・動物の持っている利益を裁判にどう反映させるか。

現行法の建て前

- ・現行法を前提とするかぎり、動物を含む自然に原告適格は認められない
- ・行政事件訴訟法を改正して、動物に原告適格を認めることが可能か（さらに検討）

より現実的な方向（住民、自然関係者の原告適格を拡大する）

- ・立法的解決（行訴法改正、自然保護訴訟法制定、市民訴訟条項）
- ・解釈的な対応（限界があるという前提で）

↓
 法益の読み替え（森林法、海岸法、河川法などの保護法益の再指定）
 法律の保護法益の拡大解釈
 公益の中にレクリエーション、およびその前提としての自然保護を加える
 住民の良好な環境の保護が法律の目的の一部であることは明らか

↓
 「公共的な利益＝保護に値しない、私的な利益＝保護に値する」
 公共的な利益の価値の再評価、公共的権利の法的な位置づけ
 公共施設利用権→自然公物の利用→良好な生態系の保全

↓
「公共的な利益＝反射的利益」という構成をどう崩すか

↓
 （アメリカ法の場合）単なる不平・不満はダメ
 侵害の具体性、切迫性、救済可能性など

私見

- ・法律が自然生態系、自然環境を全く保護していない場合（経済法規、労働法規、証券関係法など）、「法律上の利益を有する者」を広く一般的に解する
- ・当該法規、関連法規の一体的解釈論という最高裁判決（新潟空港判決他）は、あまりに偶然的、技術的で、論理一貫性にとぼしい
- ・立法者が原告適格のことまで考えて法律を作ったとはいえない
- ・住民の環境保護という立法者の意思を裁判所が自由に解釈し、訴権を否定できるか
- ・侵害の具体性、切迫性、救済必要性、判断成熟性などを判断する
- ・原告適格は、当事者の被侵害利益がどのようなものかによって判断
- ・その場合、法律の目的（拡大解釈する）に応じて被侵害利益も拡大する（自然のレクリエーション的な利用機会の保護など）

というのは、結局動物としても、

動物の単体や個体を取り出して保護するのはよくない、これは先ほどからありますよね。そういうことで、結局動物を保護するといっても、それは生態系ぐるみで保存しなければいけないし、同じことですけれども、生物群集として保護しないと意味がないわけです。だから、動物一匹捕まえてきて、保護した、保護したといっても困るわけで、

それはやはり生態系として保護しないといけない。生態系のなかには土もあるし水もあるし、それから植物も動物も、地中動物も、いろんなものがある。結局、そういうふうに群集として保護しなければいけない、こんなことになるかと思えますので、必ずしもこだわりません。

二番目に、じゃ、権利ということでは何を論じるか、何を目的とした議論をするか、どういうレベルの議論をするか。一番分かりやすいのは政治的なレベルの議論です。政治的な議論というのがあるのかどうかは分かりませんが、

自然の権利について—実定法的なアプローチ—

コメンテーター 畠山

自然の権利

とりえず動物に限定すべきではないか→動物の権利
植物の権利、樹木の権利も認めたい気もするが、検討対象外とする
どんな動物に権利を認めるか（知覚、感情のある動物、高等動物？）

自然の権利で何を論じるか

- ・政治的・政策的な議論
- ・哲学的・倫理的な主張（世界観、倫理観）
- ・憲法的な議論（宣言的、抽象的、要綱的な権利）
- ・実定法的な議論（民法、行政法、刑法）

何を目的とした理論か

- ・動物の福祉の向上（→アニマルライト法、動物愛護管理法、実験動物保護法）
- ・動物を含んだ自然生態系の保護

権利の内容の多義性（権利という名称で何を議論するか）

- ・奴隷的拘束や虐待からの自由
- ・生存権—健康な環境で生きる（生息する）権利
- ・生存や生息地破壊に対する防衛的な権利（自由権）
- ・民法的な権利（財産権、人格権、環境権の享有主体）
損害賠償請求、差止請求、取消訴訟の原告適格
- ・行政的な権利（参加、意見を述べる権利、不服申立）

憲法は、動物を権利主体として認めているか

- ・「日本国民」の解釈→国籍法
- ・「何人」の中に動物が含まれるか
- ・憲法を改正して、動物に権利を認めることは可能か（難しい）

政治的にも権利があると
いうと非常に分かりやすいし、
相手も説得しやすい。そういう
政治的な、あるいは政策的と書
いておきましたけれども、そう
いう議論の仕方もあるだろう。

それから二番目が環境倫理
学、環境法哲学的な主張であり
まして、これについてはたくさ
んの本がある。三番目は憲法的
な議論といきましょうか、憲法、
実定法の根本を定めるような憲
法レベルでの議論、例えば環境

権です。最近では環境権は憲法上は認められるけれども、民法上は認められない、そういう議論になっていきますけれども、そういう意味で憲法的な、あるいは宣言的、要綱的、抽象的な権利としてあるかないか、こういうような議論の
仕方がある。

それから最後が実定法的な議論です。これはやっぱり、侵害されたら損害賠償を求められるか。裁判を起こせるか。それに違反すると処罰されるか。こういう非常に現実的な、実生活を規制するような議論です、こういうふうに分け

実定法における動物の扱い

- ・動物は民法上の権利能力があるか（「人」「法人」と明示）
- ・動物は「物」（「動産」）である
- ・民法を改正すれば、動物は民法上の法主体になれるか
（おそらく限定付きで可能→天然記念物、絶滅危惧種など）
- ・行政事件訴訟法は、動物に原告適格を認めているか
→行訴法には規定がなく、民事訴訟の定めによる→民法
- ・行訴法を改正し、動物に原告適格を認めることは可能か
→行訴法の改正だけでは無理、民法の改正が必要

結論：現行法律体系を前提とする限り、動物を権利能力ある法主体として認めることは困難である→法改正が必要

動物の権利を守るための様々のレベルの法律の検討

- ・権利は本人だけではなく、公的な機関によっても守ることが可能
- ・動物の愛護及び管理に関する法律の改正
- ・実験動物保護法の制定、実験動物に関する情報の公開
- ・上記法律に違反した者の刑事告発、刑事訴追（市民による訴追・市民訴訟）
- ・鳥獣保護法等による野生動物生息地の破壊の禁止
- ・種の保存法による絶滅からの救済
- ・自然生態系に加えた損害を賠償させる仕組み
- ・いくら法律で（直接・間接に）保護しても、法律の執行が不十分な場合に、どうするか
→動物自身・代理人に是正の機会を与える必要がある→裁判→原告適格論議

たらしいかと思えます。

二番目の問題として、自然の権利あるいは動物の権利で何を主張するのか。まず、イギリスもそうかもしれませんが、アメリカで今非常に広く議論されているのは、いわゆるアニマルライトです。アメリカにはアニマル・ウエルフェア・アクト、動物福祉法という連邦法がありますから、そういうことをめぐって虐待をやめろ、それから動物実験に規制を加えろ、動物を残酷でない方法で扱え、そういう議論が非常に盛んである。そして、虐待なんかに対してはたくさんの裁判がある。一時期下火になったんですが、最近また非常に盛り上がって、裁判が続出している。そういう状況にあります。

それから二番目が、動物の扱いを丁寧にしなさい、かわいがりなさいというだけではなくて、もっと自然生態系の保護、そういうことを目的として議論する、そういう仕方もある。

それから三番目が、先ほどから出ていますけれども、自然の価値というものを適切に法的に評価して、それを法制度や裁判に反映させるという目的です。自然の価値を適切に評価する、そのために自然の権利を主張する、そういうやり方、目的もあるかと思えます。

そこで、次に三ページに行きまして、三ページの枠組みの下の方をお話しします。今いろんな権利のレベルがあるんですよというお話をしたんですけれども、ここで実定法的な議論をしてみたいと思います。つまり、自然の価値あるいは動物、自然生態系を適切に保護する。それから、侵害した人にきちっとした代償、賠償を払わせる、そのためにどんなことができるか、こういうことを考えます。

それで見ますと、ここに書いてありますけれども、まず動物の権利、自然の権利でもいいですが、それを守るためにはどうしたらいいか。権利を守ることができるのは、これは本人だけではないです。例えば子供の権利というのは

皆さん分かりますね。そうすると、子供の権利というのは子供だけが裁判を起こしたり、主張したり、デモしたりするのではないんですね。子供の権利を守るのは行政機関もしなければいけないし、親もしなければいけないし、あるいは検察官もしなければいけない、弁護士もしなければいけない。そういうことで、権利と言ったからといって、直ちにその人だけの権利であって守るのはその人しかないということではないと思うんです。いろいろ情報公開を求めたり、いろんな権利があると思うんですね。そう考えると、動物の権利を守ることができるのは動物だけではない。公的な機関によって守ることもできるし、市民が守ることもできる。そんなのは権利じゃない、そんなのは権利を認めたことにならないというふうには言えないと思うんです。そういうふうに一応考えておきます。また後で議論しましょう。

そうしますと、いろんな動物の状態を良くし、自然の生息地もきちっと保護する、そういうことを法律上執行するシステムがいいと言えます。今問題になっていきます動管法ですね。これは愛護というのが加わって動物の愛護及び管理に関する法律ということになりました。それから実験動物保護法、保護して結局実験するわけで、そこら辺が矛盾しているのですが、そういう法律を制定して情報公開なんかに努めるということもあり得るだろう。それから、以上のような法律に違反した人を厳しく訴追するんですね。そして、検察官が訴追しないときは市民が代わって訴追する。これがアメリカという市民訴訟であります。こういうふうにして訴追して、厳しい処分を社会全体で加えるシステムを作る。こういうことが大事だと言えます。

それから、鳥獣保護法で生息地をきちっと保護するようにする。違反した人を処罰する、これはあまり効いていませんけれども、今もあります。それから、種の保存法で絶滅のおそれのある生物を適切に救済する。こんなことを法律全体としてやれば、自然や動物の権利の保護というのはある程度進むんじゃないか、こんなふうにあります。

それからもう一つ、自然生態系に加えた損害を賠償させる仕組み、自然はタダだ、汚してもだれのものでもないからタダだと言われてきたけれども、それはおかしい。自然の価値を評価して損害を賠償させる必要がある。御存知の方が多いかと思いますけれども、いろんな評価の方法がありますが、例のエクソン・バルディーズのときに、何十億ドルという賠償をエクソン社に払わせているわけですね。それは、単に海を汚したというだけではなくて、生態系に損害を加えたということで生態系に対する賠償、そういうものも入っているわけです。

そんなふうにして自然生態系に損害を加えたら、それは人間の財産権ではないからタダだというのではなくて、きちんと金を取る。莫大な金を取る。そういうような方法もあり得るだろう。そんなふうには自然の権利というものを、あるいは動物の権利を守るいろんな方法があるんじゃないか、そういうふうには考えます。

しかし、いくら法律で保護しても、法律を執行しないとどうしようもないんですね。いくら立派な法律を作っても、そのうちやります、そういうことばかり言われていつまでも進まないじゃ、結局現状と同じで、いつの間にか少しずつ動植物がいなくなるということになります。

つまり、法律をきちっと執行してもらおうシステムが必要だということなんです。そこで出てくるのは、だれも何もしてくれないときには市民が裁判を起こすことができるか、原告適格の問題ということになります。言い換えると、裁判に動植物をどういふふうな形で登場させるか、動物や植物の声をどうやって登場させるかという問題です。

そうしたなかで、アマミノクロウサギ訴訟というのが出てきたということになります。

ちよつと余談なんですけれども、アマミノクロウサギ訴訟が起きた、そうしたところが私のところにじゃんじゃん電話がかかってきて、どうなっているんですか、コメントをどうぞ一言とか言ってくる。そのたびに説明に三十分ぐらいずつかかるんですね。新聞記者の方のなかには分かる人もいるんですけれども、分からない人もいるわけですか

ら、こうなっているんですよ、ああなっているんですよと丁寧の説明していると、ああそうですかと一生懸命メモして、それで数行しか載らないんですよけれどもね。それで、大変な時間を取られたけれども、知っている弁護士の方がやっているから邪険にできないから、そういうわけで大分時間を使った。

そうしたところ、アメリカでは自然に権利が認められているんですかねという質問がだんだん多くなりまして、大学院入試の面接をしていると、何を勉強したいんだと言ったら、環境訴訟をやりたいんだと。何の環境訴訟だと。アメリカでは自然に権利が認められているからその研究をしたいと言うんですね。ちょっと待てよ、それはちょっと違うぞということを書いたのが後ろの方の論文なんです。これはまた後で話すことにしましょう。

日本では、現行法を建前とする限り、動物を含む自然には原告適格は認められないということになっております。日本では行訴法の原告適格が狭いということで、三〇年ぐらい学会で議論しているんです。日本では御存知のように特定の人の特定の財産権しか保護されない。自然とか共有物については保護されない、そういう図式ですよ。それではおかしいというので、今までさんざん議論してきましたけれども、結局うまくいかない。裁判官のなかにもおかしいと思っている人がいるという話がありましたけれども、現行法を前提にいくら精緻な解釈論を積み上げても、結局うまくいかないんです。そういうわけで、もう法改正しかないという意見が強いけれども、法改正できるかということもそれもなかなかできないんですね。そんな形で八方塞がりに近いところがあります。そういうこともあって、むしろ自然というものを表に立てるといいますか、その代理者という形で原告適格が広げられないかという、それがアマミノクロウサギ訴訟の一つの大きな狙いです。

それで、ちょっと飛びまして中ほどにいきますが、今の日本の行訴法あるいは行政法の仕組みというのは、公共的な利益、これはみんなが持っている利益だから保護しなくていいが、個人の利益、たとえば自分のうちの庭に日が当

たらなくなった、それは大変だ、守りましょうということになっている。じゃ、みんなが使っている公園に日が当たらなくなった、いや、そんなのはいいんだという論理なんです。だから、みんなおかしいと思うんですけども、法理論的にはそうなる。むしろそうではなくて、みんなが広く使っている利益の方が価値があるんだ。例えば、みんなが海岸を使っている。海岸を埋め立てて使えなくした。おかしいじゃないか。ある人が狭い道を通って自分の家へ出入りしていた。それが通れなくなったら裁判を受けられるけれども、みんなが使っている海を埋め立てて使えなくしても、全然救済を受けられない、そういうことになっています。それはおかしいんじゃないか。むしろ公共的な権利、パブリックライト、そういうものをきちっと保護しなければいけないということになると思っております。

例えば公民館、市民会館、そういう公共施設を市民が使いたいと言って行きますね。そうしたところ、最近、政治的集会だから使わせないとか、戦争の侵略を告発する集会は使わせないとか、そういうことをよく言われる。それで、裁判になるんですけども、そうなる判決はいろいろですけれども、市民にはそういう公共施設を使う権利があると、はっきり地方自治法に書いてある。そうしますと、今は公共施設という建物だけでも、そういう考えをもう少し公共的な公物ですね、自然公物、海とか森とか川とか、そういうものに広がっていくことができないか。権利といてもいろいろあるけれども、みんながそういうものを利用する権利がある。そういう中で一般の人の権利が侵害された場合には、訴え出て救済を受けられるようにできないのか、こんなことを考えているわけです。

そこで、従来、公共的な利益というのは反射的利益だから、政治的な主張で保護すればいい。裁判では保護しない、こういうことになっているけれども、それを何とか突き崩したい。これは私も山田弁護士もみんな同じです。

では、アメリカはどうなっているのか。話をするとちょっと長くなるので、簡単にしますが、六二ページというところですね。ある方の依頼で『環境研究』の去年の号（一九九九年一一四号六一頁以下）に書いたものです。そこに

ごちゃごちゃ書いておりますが、まとめて言いますと、アメリカでは非常に原告適格の範囲が広くて、有名なSCRR AP判決というのがあります。六二ページの頭に書いてあります。時間がないので読みませんが、要するにワシントン大都市圏に住んでいれば誰でもいいという、そういう判決なんです。それで、判決文には、この判決を認めると、事実上アメリカ人なら誰でもよくなるだろうと書いてあるんです。

最近、九八年に出た判決では、ブロンクス動物園でニホンザルが虐待されている。それで、ある人がけしからんということで裁判を起こした。判決で、その人は原告適格があるとされています。なぜかという、月に二、三回ブロンクス動物園に行っていて、毎日、同じ場所で同じ動物を見ている。そのニホンザルが人間的な状態で扱われていないと。何か変なんですけれども、ヒューマニスティックに扱われていない。サルの扱われていないというのならば、裁判所は訴える資格として十分ですと言っている。そういうふう原告適格の範囲が非常に広い。日本ではとても考えられないことですね。そういうこともあって、原告適格に関してほとんど障害らしい障害はないというのが現状です。

そのついでで、六六ページにたくさん判例を挙げておきました。六六ページの注の二〇というところですね。それで、新聞社からいろいろな問い合わせがあり、アメリカではどうなっているんだと聞かれたので、アメリカの判例集のなかで動物のついた裁判を全部調べました。おそらくこれ以外にないと思います。最近また出ているかもしれないですが。そこで、確かにアメリカにはこういうふうにたくさん動物の名前がついた裁判があるんですね。これを一つ一つ読むと非常におもしろいんですけれども、これは結局、事件名に動物の名前がついてるだけで、中味を読むと、動物に原告適格があるかというようなことは全然一言も触れていない。それが注二〇番の判決例です。では、議論し

ている判決はないのかというと、六二ページ以下の判決がありました、七つの判決が議論しているわけです。

そのなかで、何といっても一番有名なのが①なんです。この一番の判決がすべてです。原告はパリーラ、つまりキムネハワイマシコという鳥なんですが、その鳥がすんでいる森に観光羊を放した。それがこのキムネハワイマシコという鳥に対する侵害行為であるということで、シエラクラブが裁判を起こした。それは、四つ裁判があるんですけども、これが最後の裁判である。その中でオスカンレーンという裁判官が、いきなり鳥には権利があると一行書いた。これがアメリカで動物に権利があると言った唯一の判決なんです。けれども、理由は何も書いていないという不思議な判決で、後から出てくる判決はみんなこの判決を引用するんだけど、理由はよく分からないんです。そういうことになっている。

それで、それを否定した判決というのもあります。そういうよもやま話をするときりがないんですが、五番あたりですね。この五番もおもしろいんです。これは、ポストンにあるニューイングランド水族館から、イルカが海軍の施設に移されるということになりました、カマという名前なんですけれども、カマというイルカがかわいそうだというので市民が裁判を起こしているんです。そうすると、ここに書いてあるようにカマには原告適格はない、そういう判決なんです。カマに原告適格はなくても市民にあればいいんだけど、この場合は残念ながら市民にもなかった。単にカマがかわいそうだというだけではだめだということになっている。

話がまとまらなくなってきたのでそろそろ元へ戻りますが、アメリカでもこんなふうにして動物自身には残念ながら現状では原告適格は認められていない、こういう状況にあるかと思えます。

それで、また最初に戻ります。では、どうしたらいいのかということなんですが、私は次のように考えています。細かい解釈論で難しいんですけど、ちょっと我慢して聞いていただきます。アメリカではそういうふうにして、

日本のように公共的な利益だから保護しない、私的な利益だから保護するという、そういうことにはなっていない。若干なっているんですけども、そういうことではなくて、むしろ侵害行為が具体的かどうか、それから侵害が切迫しているかどうか。遠い将来のことはだめなんですね。しかし、損害が切迫しているかどうか。それから、裁判所が介入すると救済できるかどうか、こういうようなことを調べます。そこで、日本でもそういう枠組みを利用して、次のように考えます。

まず、法律が自然生態系や自然環境のことに全く関係のない法律である経済法とか労働法や——労働法も労働安全なんかになると関係あるかもしれませんが、まあないでしょう——証券取引法に基づいて自然保護を訴えても、ちよつと無理だと思ふんですね。だから、そういう明らかに自然保護を考えていないような法律は別なんですけれども、少なくとも自然を保護することを目的の一つにしている法律、そういう法律は、やはり原告として環境保護を訴える人の利益を保護しているのではないか。それは、単に一般市民の関心ではなくて、そういう自然保護を訴える人の利益をより強く保護しているというふうに考えます。

それから二番目、日本では、ここら辺は難しいんですが、当該法規、それからそれに関連する法規が特定の人、一般の人と区別された特定の人の利益を保護しているかどうか、こういうことを重視するんですね。ところが、今の国会を見ていると、原告適格のことまで考えて法律を作っているわけじゃないんです。たまたまその中に不服申立て手続があったとか、利害関係者の範囲を定めていたとか、そういう規定があると原告適格があるというんです。しかし、そういう規定がたまたまあったかかなかったかというだけで原告適格を議論するのもおかしいだろう、こんなふうに考えています。

もしそういうふうに考えないと、立法者が環境を保護しようと思つて法律を作ったのに、そういう不服申立て規定

とか特定の人の利益を保護する規定があったかなかったかという非常に細かなことを裁判所が認定して、これはいい、これはだめということになる。それはおかしい、私はそういうふうに思っております。

そんな形で、ある意味で環境に関する法規であれば、環境を保護したいという人の利益をある程度保護しているだろう。その中で権利の侵害の具体性、切迫性、救済可能性、それからライブネスと言いますけれども、そういうふうなことを考えて救済するのがいいか悪いかを考えたらどうかと考えております。

最後に、最近、海岸法や河川法が改正されて、自然環境の保全という言葉が、お題目なんですけれども、目的に付け加えられています。そういう場合、先ほど公益、それから公共の福祉という言葉がありましたけれども、その中やはり自然保護の利益、そういうことを読み取るのは十分可能ではないか。従来そういうものは一般的な利益としてしか保護されていないというけれども、公益のなかにレクリエーションなどを加える。レクリエーションというと、広場でバトミントンしたりバレーボールをしたりすることを考えるんですけど、そうではなくて、森を散歩する、遠くから森を見る、きれいな空気を吸う、きれいな川で泳ぐ、そういうようなものを含みます。レクリエーションというとか安っぽく聞こえるけれど、決してそうではない。レクリエーションを楽しむためには豊かな自然がないといけないわけです。だから、レクリエーションの権利というのは豊かな自然保護の権利も当然含んでいる、アメリカではそうなっております。

そんなふうにかけて、公益のなかに住民がレクリエーションを楽しむ、あるいは豊かな自然を享受する利益、そういうものを読み込んでいけるのではないかと考えております。

では、自然の権利というものをどういう立場から議論したらいいのか、それは人間が議論すべきことか、いろんな問題があると思うんですけれども、それはまた後でお話ししたいと思います。とりあえずこんなところで。(拍手)

司会 お二人の先生方、楽しい話を本当にありがとうございました。主催者として心配しますのは、休憩をとりますと人間はどうしてももうちょっと休みたい、こういうふうに思いがちですので、もしかすると帰ってしまうという人がいらつしやると困るんですが。しかしちょっと場の配置を変えますので、三時二十分から再開としますので、確
実にお戻りください。